

第 7 9 号 議 案

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 8 年 9 月 1 6 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

損害賠償の額の決定について

自動車事故による損害賠償の額を、下記のとおり決定する。

記

1 相手方

東京都稲城市（記載削除）

（記載削除）

2 事故の概要

令和 7 年 6 月 28 日午前 9 時 48 分頃、清掃車両にて首都高速道路を走行中、2 台前の車両が無理な車線変更をするため急ブレーキをかけたことから、1 台前の車両が急ブレーキをかけて急停車した。清掃車両も急ブレーキをかけたが間に合わず、1 台前の車両と接触したものである。

3 損害賠償額

216 万 8,065 円

内訳

(1) 人身損害 110 万 6,972 円

(2) 物件損害 106 万 1,093 円

（提案理由）

区が保有する自動車の事故による損害賠償の額を定める必要があるため